

奈良県農林部低入札価格調査制度に係る取扱要領

第1 目的

この要領は、奈良県農林部が発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するために必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施行の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

- (1) この要領において、「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む）の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。
- (2) この要領において、「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
- (3) この要領において、「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (4) この要領において、「評価値」とは、奈良県農林部総合評価落札方式実施要領（以下、「総合評価実施要領」という。）第13条に規定する「評価値」のことをいう。

第3 低入札価格調査制度対象工事

低入札価格調査制度の対象工事は次のとおりとする。

- (1) 予定価格（税込み）が5千万円以上の建設工事
- (2) その他発注者が必要と認めた工事

第4 調査基準価格の設定及び算定

- (1) 低入札価格調査制度対象工事には、調査基準価格を設定するものとする。
- (2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、事業担当課長が算定するものとする。
- (3) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げるア～エの額の合算額（以下「調査基準比較価格」という。）に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
なお、調査基準比較価格は、百円以下を切り捨てた額とする。
ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
ウ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
エ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- (4) 事業担当課長は、必要があると認めるときは、(3)の規定にかかわらず予定価格に10分の8.5を乗じて得た額と予定価格に3分の2を乗じて得た額の範囲内で、調査基準価格を算定することができる。

第5 入札参加者への通知

入札執行者は、次の事項について公告するとともに、入札説明書及び入札通知書においても記載すること。

- (1) 低入札価格調査制度を採用すること。
- (2) 調査基準価格を設定し、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。
- (3) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者（総合評価実施要領第2条に定める工事にあつては、評価値の最も高い者）であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、入札執行者が定める期限までに、第7に定める書類を提出しなければならないこと。期限は、開札日の翌日（その日が奈良県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の直近の休日でない日）の午前9時から正午までとする。なお、期限までに提出がなかった場合は失格となること。
- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、聞き取り調査及び資料の提出に協力しなければならないこと。なお、この聞き取り調査及び資料の提出に応じない場合は失格となること。
- (6) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る前金払の額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- (7) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となること。なお、契約保証金を支払われない場合又は契約保証を受けられない場合は、契約は締結できないものであること。
- (8) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めること。
- (9) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となった者は、下請金額に関わらず、下請契約に係る契約書等の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出しなければならないこと。また、工事施工中及び工事完了後、施工体制台帳の内容等について調査やヒアリングを実施する場合があること。さらに、奈良県農林部土木工事重点監督実施要領の規定に基づき、品質管理を行わなければならないこと。
- (10) 低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければならないこと。
- (11) 下請代金の不払い及び支払期間が不適切でないか等を調査するため、調査やヒアリングを実施する場合があること。
- (12) 調査基準価格を下回った価格で単独又は特定建設工事共同企業体の一構成員で契約する場合においては、奈良県土木部及び農林部が入札した工事（予定価格（税込）500万円以上の工事に限る。）における過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）のその者の工事成績評定点の平均値（土木部の平均値または農林部の平均値のどちらか低い値とする。）が75点未満の場合、当該

契約対象工事の完成・引渡まで、奈良県土木部及び農林部が入札する新たな工事への参入を認めないこと。ただし、その者に過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない）で対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなして扱うものとする。

- (13) 調査基準価格を下回った価格で単独又は特定建設工事共同企業体の一構成員で契約する場合においては、奈良県土木部及び農林部が入札した工事（予定価格（税込み）50百万円以上の工事に限る。）における過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）のその者の工事成績評定点の平均値（土木部の平均値または農林部の平均値のどちらか低い値とする。）が75点以上の場合、当該契約対象工事の完成・引渡まで、奈良県土木部及び農林部が入札する新たな工事への調査基準価格を下回った価格での入札参加はできないこととする。

第6 入札の執行

- (1) 入札の結果、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、低価格入札者に対して、低入札価格調査を実施する旨を告げ、期限を示して、第7に定める書類の提出を指示するものとする。なお、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者（総合評価実施要領第2条に定める工事にあつては、評価値の最も高い者）が複数の場合は、くじ引きにより、聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）を決定するものとする。
- (2) 入札執行者は、低価格入札者以外の者に対し、低入札価格調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。
- (3) 入札執行者は、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札終了後直ちに第8に定める契約審査会にその旨を報告し、開札録の写し及び全ての入札者から入札時に提出された見積根拠資料を送付するものとする。

第7 低入札価格調査の調査事項及び提出書類等

低入札価格調査は次の各号に掲げる事項について実施するものとし、提出書類は別紙1（提出書類一覧）に定めるとおりとし、調査の実施方法はこの要領に定めるもののほか奈良県土木部低入札価格調査マニュアルに基づくものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者等
- (10) 建設副産物等に関する事項
- (11) 品質確保体制に関する事項
- (12) 安全衛生管理体制に関する事項
- (13) 調査対象者が受注した本県農林部発注工事の成績状況

- (14) 調査対象者の経営内容及び経営状況
- (15) 調査対象者の信用状態
- (16) その他の必要な事項

第8 低入札価格調査の実施

- (1) 低入札価格調査は、契約審査会（以下「審査会」という。）が行う。
- (2) 審査会は、農林部長を会長とし、農林部次長（農地担当）、農林部次長（林総務・森林整備担当）、農林部総務室長、土木部公共工事契約課長、土木部技術管理課長、事業担当課長で構成する。ただし、農林部長に事故ある時は、農林部次長（農地担当、林総務・森林整備担当）が、その職務を代理する。
- (3) 審査会の庶務は、土木部公共工事契約課において行い、審査担当の事務局は、土木部技術管理課において行う。
- (4) 入札執行者は、低価格入札者から提出のあった第7に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。
- (5) 審査会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき速やかに低入札価格調査を実施する。

第9 低入札価格調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置
 - ア 審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。
- (2) 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置
 - ア 審査会は、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価実施要領第2条に定める工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者）（以下、「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、第7以降と同様の手続を行い、落札者を決定する。この場合、複数の低価格入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。
 - ウ 入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、次の通知を行うものとする。
 - (ア) 当該落札者には、落札決定等の通知
 - (イ) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知
 - (ウ) その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

第10 審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準

- (1) 審査会は、次のいずれかに該当すると認められる場合（アからオについては、別紙2（失格判断基準）に該当する場合）には、契約の内容に適合した履行がなさ

れないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（第9（2）イのただし書により、次順位者が低入札価格調査の対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。

ア 低入札価格調査に協力しない場合

イ 設計仕様等に適合しない場合

ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合

エ 建設副産物の処理が適正でない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ 上記の外、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(2) (1)の外、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

第11 低入札価格調査の結果の概要の公表

入札執行者は、低入札価格調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

第12 低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績対比調査等

(1) 実績対比内訳書の提出

調査対象者で請負業者となった者（以下、「請負業者」という。）は、工事完了後速やかに、低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績とを対比する調書（別紙3）を監督員に提出しなければならない。

(2) 下請業者への適正な支払い確認等の実施

監督員は、必要があると認められる場合は、工事完了後速やかに、下請代金の支払いや支払期間が不適切でないか等に関し、請負業者及び下請業者の双方から聞き取り調査を行うことができる。

(3) 監督員は、(1)及び(2)の調査等により必要と認められる場合は、請負業者に対して、適切な指導を行うものとする。

この場合において、指導に従わないときには、次の措置を行うとともに、審査会あて報告し、必要があると認められる場合は内容を公表するものとする。

ア 口頭による注意

イ 文書による注意

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(一部改正)

- 1 この要領は、平成21年5月1日から施行し、この期日以降に入札公告がなされた工事について適用する。
- 2 この要領の施行前に入札公告がなされた工事は、なお従前の例による。